

## <平成 28 年度（2016 年度） 事業計画書>

注) H28 年度は H28.4.1~H29.3.31 の期間とする

はじめに

3.11 東日本大震災から 5 年。国の復興支援は平成 23 年度～27 年度の「復興集中期間」から 28 年度以降の「復興・創生期間」として位置づけされてはいるものの、震災の記憶は風化が進み、被災地支援に対する意識が薄らいでいる中、引き続き多くの支援を必要としている現状である。

そうした中、当一般財団法人は被災した地域の人々が集う場と機会を提供することにより、地域社会の活動を促進し、人々の絆をつなぎ、被災地域の地方創生、およびコミュニティの再生を引き続き財団の使命とし、活動を続けていくものである。

具体的な事業内容は下記の通りとする。

1. 東日本震災の被災地である東北地域にコミュニティハウスを建設し、コミュニティ再生の支援を行う
  - 2015 年、岩手県に建設した野田村アムウェイハウス、大槌アムウェイハウスを含む 4 棟のコミュニティハウスのメンテナンスおよび施設の充実を通して、地域住民の利用しやすさをさらに高める
  - コミュニティハウスを拠点とした各種催し物およびボランティア活動を企画、運営し、人が集う機会の提供を通してコミュニティの再生支援を行う
  - 引き続き ニーズのある被災地において地元行政、NPO 等と共同運営し、分散された住民が集うことができる場所を提供する
2. 震災の記憶を風化させないための啓蒙活動を実施
  - 各地東北復興関連の NPO 等の支援組織と提携し、各種イベント、メディア媒体を通して復興の必要性を発信
  - 日本アムウェイ合同会社の会員向け媒体を利用し、約 70 万組の会員に長期的復興の必要性を PR する
  - 一般媒体を通して財団の活動意義を伝え、より多くの人に長期的復興の必要性を発信していく
3. 長期支援を可能にするための募金活動を実施（目標：年間 1 億 6 千万円）
  - 各地行事でのチャリティグッズの販売および募金活動
  - 日本アムウェイ合同会社をはじめとする法人、日本アムウェイ合同会社の会員を含む個人支援者を通じた募金活動

4. 被災地（宮城、福島、岩手）の再建ニーズがある地域にコミュニティハウスを建設し、同ハウスにおける活動および運営の長期的な支援を可能にするため、寄付優遇の対象になる公益財団法人の認定を目指す
  - 透明性の高い経理、運用プロセスを維持する
  - 定期的に理事会、評議員会を開催し、より適切な運営を図る